

基本規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人北海道サッカー協会（以下「本協会」という）の組織及び運営に関する基本原則を定める。

(遵守義務)

第2条 本協会に加盟登録したすべての団体及びその役職員、監督、コーチその他の関係者並びに登録選手は、本規程及びこれに付随する諸規程並びに公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という）、国際サッカー連盟（F I F A）の諸規程を遵守する義務を負う。

第2章 組 織

第1節 役 員

(役員に関する事項)

第3条 本協会の役員に関する事項は、別に定める役員に関する規程によるものとする。

(地区を代表する理事)

第4条 定款第21条の理事中には、地区サッカー協会（以下「地区協会」）の推薦による者15名（加盟登録団体規程第4条に定める15地区ごとに各1名とする）が含まれていなければならない。

2. 前項の地区協会が推薦する理事（各1名）は、当該地区協会の理事長又は、専務理事の職にある者とする。

(役付理事の選任)

第5条 理事の互選により会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

2. 前項の専務理事は、日本サッカー協会の北海道地域を代表する理事とする。

(特任理事)

第6条 本協会の運営を円滑に行うため、本規程第8条で定める業務執行理事会に諮り理事会の承認を得て、学識及び特別な任務を有する特任理事（以下「特任理事」という）若干名を置くことができる。

2. 特任理事は、業務執行理事会に諮り理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3. 特任理事は、理事会に出席し意見を述べ、質疑に応じることができる。但し、議決権は有しない。

第2節 理事会

(各専門委員会委員長の出席)

第7条 各専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3節 業務執行理事会

(業務執行理事会の設置)

第8条 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項のほか会長が必要と認める事項について審議する機関として、業務執行理事会を設置する。

2. 前項に定める業務執行理事会の組織及び運営に関しては、別に定める業務執行理事会規程による。

第4節 評議員会

(評議員の選任)

第9条 定款第10条の評議員中には、地区協会の推薦する者15名(加盟登録団体規程第4条に定める15地区ごとに各1名とする)を選任する。また各種連盟(同規程第11条で定める9連盟)の中より若干名を選任することができる。

2. 前項の地区協会が推薦する評議員(各1名)は、当該地区協会の会長又は、副会長の職にある者、また前項の各種連盟の中から選任する評議員は、原則として当該連盟の会長、副会長又は理事長の職にある者とする。

3. 定款第10条の評議員数から本条第1項の選任数を除いた一定数について学識経験者を選任することができる。

(理事の出席)

第10条 理事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第5節 専門委員会・特別委員会

(専門委員会の設置)

第11条 定款第34条による専門委員会には特別委員会を含むものとし、委員会の任務、構成員及び運営に関しては別に定める専門委員会・特別委員会規程による。

第6節 事務局

(有給職員)

第12条 定款第39条第3項で定める有給職員は常勤職員及び非常勤職員とする。

2. 前項の給与の額その他給与の支給に関し必要な事項は、会長が定める。

第3章 加盟登録団体

(総則)

第13条 加盟登録団体については本協会加盟登録団体規程によるものとする。

第4章 登録・移籍

(総則)

第14条 加盟チームの選手登録及び移籍等に関する必要事項は、日本協会「サッカー・フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」を準用する。

第5章 競 技

(総則)

第15条 競技に関する必要事項は、日本協会「競技会規則」を準用する。

(競技会の主催・主管)

第16条 本協会は、競技会を主催・主管する。

2. 主催・主管する競技会は毎事業年度理事会の承認を得て定める。

(競技会の名称の制限)

第17条 本協会が主催・主管する競技会以外は、その名称に「北海道」又は「全道」を使用することはできない。

第6章 審 判

(総 則)

第18条 審判に関する必要事項は、日本協会「審判員及び審判指導者等に関する規則」を準用する。

第7章 指 導 者

(総 則)

第19条 指導者に関する必要事項は、日本協会「指導者に関する規則」を準用する。

第8章 表 彰

(総 則)

第20条 表彰に関する事項は、本協会表彰規程の定めるところによる。

第9章 懲 罰

(総 則)

第21条 懲罰に関する事項は、本協会「裁定委員会要綱」に定めるところによる。

第10章 そ の 他

(規程の準用)

第22条 本規程に定めがなく、必要と認められる事項は、日本協会「関係規程及び規則」を準用する。

第11章 改 正

(改 正)

第23条 本基本規程の改正は、理事会の議を経て、これを行う。

第12章 附 則

(施 行)

第24条 本規程は平成25年4月1日より施行する。

2. 本基本規程の改正は平成25年9月17日より施行する。
3. 本基本規程の改正は平成26年5月20日より施行する。
4. 本基本規程の改正は平成27年5月23日より施行する。
5. 本基本規程の改正は平成29年4月13日より施行する。
6. 本基本規程の改正へ平成29年6月25日より施行する。